

○「熱中症対策の法制化について」

厚生労働省令第57号 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和7年4月15日）
により 労働安全衛生規則 第612条の2 が新設されました

「『WBGT28度又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上』又は『1日4時間を超えて実施』が見込まれる作業」において

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備 及び 関係作業員への周知
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先 及び 所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等 熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成 及び 関係作業員への周知

が義務付けられました。

■ 施行：令和7(2025)年6月1日

この条文は、労働安全衛生法第22条に基づくものであり、個々の事業者に対し措置義務が課されるものであります

→ 罰則：労働安全衛生法 第119条 第1号(6月以下の懲役または50万円以下の罰金)

[☞ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」令和7年4月15日 厚生労働省令第57号](#)

[☞ 通達「令和7年5月20日 基発0520第6号 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」](#)

[☞ 解説（通達から抜粋、並び替え、一部変更したもの）](#)

[☞ パンフレット「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」](#)

[☞ リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」](#)



○「職場における労働衛生対策」

[【厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における労働衛生対策】](#)

以下の事項に係る「通達」「パンフレット・リーフレット」「各種情報」がまとまって掲載されております。

職場に関係する事項につきまして、ご確認いただきます様、お願い致します。

健康管理対策

団体経由産業保健活動推進助成金について

産業医について
健康診断について

熱中症予防対策

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）
学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報
※ 労働安全衛生規則の一部改正（令和7年度）

腰痛予防対策

高気圧障害予防対策

事務所における労働衛生対策

レーザー光線障害対策

騒音障害対策

過重労働による健康障害防止対策

電離放射線障害防止対策

酸素欠乏症・硫化水素中毒防止対策

情報機器作業

振動障害対策

じん肺対策



(2025. 5. 23)

○「産業雇用安定センター」ってなに？



「産業雇用安定センター」は1987年（昭和62年）3月に当時の労働省、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する専門機関として設立されました。

設立以来、厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの密接なつながりをもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより、**再就職・出向の支援事業**に取り組んでまいりました。

主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、再就職・出向の成立に結び付ける「人材橋渡し」の業務を**「無料」**で実施しています。

近年は、年間1万件前後の支援件数で推移しており、設立以来約26万人の実績を上げています。

[📄 リーフレット](#)

[📄 パンフレット](#)

三重事務所
〒514-0009
津市羽所町 700 アスト津 2階
TEL：059-225-5449
FAX：059-221-6197

[📄 詳しくは…「桑名労働基準協会 HP 5/29 付け](#)

[「公益財団法人 産業雇用安定センター」からのお知らせ](#)

[ページからご覧ください](#)

【ジョブ産雇 ・ 公益財団法人 産業雇用安定センター】

(2025. 5. 29)